

## マイナンバーカードの健康保険証としての利用について

2021年3月より、マイナンバーカードが健康保険証としての利用が開始予定ですので簡単にご紹介します。

### 1. マイナンバーカードの取得

マイナンバーカード自体については、各市町村で所定の手続きをすることで発行されます。

### 2. マイナンバーカードの健康保険証としての利用

マイナンバーカードの健康保険証として利用するには

- (1) マイナンバーカードを用意する
- (2) マイナポータルへアクセスする

- スマートフォン（マイナンバーカードを読み取れる機種）で「マイナポータルAP」をインストール
- パソコンとマイナンバーカード読み取り機能付きカードリーダーから「マイナポータル」へアクセス
- 自治体にマイナポータル端末が設置されている場合は、マイナポータル端末から「マイナポータル」へアクセス

上記のいずれかの方法により、マイナポータルにアクセス

- (3) 健康保険証利用へ申し込み

ブラウザで「マイナポータル」と検索し、マイナポータルにアクセスします。トップページの「健康保険証利用の申込」から「利用を申し込む」をクリックし、申し込む

### 3. 主なQ&A

○全ての医療機関・薬局で使えるようになりますか

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、医療機関・薬局のシステム整備を支援しており、「令和5年3月末には概ね全ての医療機関等での導入を目指す」こととしています。

○令和3年3月からは、健康保険証は使えなくなりますか

従来どおり健康保険証でも受診できます。

○マイナンバーカードを忘れた場合はどのようにすればよいですか

健康保険証を持参している場合は、健康保険証をご提示ください。健康保険証も持参していない場合は、現行の健康保険証を忘れた場合の取り扱いと同様になります。

マイナンバーカードの普及および医療機関での利用対応の整備等のためしばらくの間は、マイナンバーカードと従来の健康保険証の利用が同時になると考えられます。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 📠 018-893-5386

✉ [arcept-th@clear.ocn.ne.jp](mailto:arcept-th@clear.ocn.ne.jp)

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

